

平成 21 年度第 2 回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成 21 年 7 月 29 日（水）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

恒川会長、太田委員、鈴木委員、田代委員、萩内委員、長谷川委員、藤田委員

(2) 事務局

桜井市長、藤田総務部長、小出総務課長、原田課長補佐、小松原、友野、野村

3 委嘱状の交付

市長から各委員に委嘱状を手渡した。

4 委員及び事務局員の紹介

委員については、各自が自己紹介をした。

事務局員については、総務課長が職員を紹介した。

5 個人情報保護制度について

個人情報保護審議会の役割及び個人情報の取扱いについて説明を行った。

6 議事

(1) 会長及び職務代理者について

島田市個人情報保護条例施行規則第 14 条で準用する第 11 条第 1 項の規定により、互選で恒川委員を会長に選任した。

島田市個人情報保護条例施行規則第 14 条で準用する第 11 条第 4 項の規定により、会長が A 委員を職務代理者に指名した。

(2) 個人情報取扱事務届出簿について

| | |
|---------------|---------------------------------------------|
| 会 長 | 新規案件について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 健康づくり課 | (女性特有のがん検診推進事業について説明) |
| 会 長 | 検診結果の収集は、考えていないのですね。 |
| 健康づくり課 | 通常の検診事務として、病院から検診結果を提供していただき、受診者にも結果を通知します。 |
| 会 長 | 本人の同意を得ないで本人以外から収集することについて、 |

認めて良いかということについて審議することになります。これについて、事務局としては、審議会の意見の種類の9番の公共事業等に当てはまるので良いのではないかということです。それから、本人以外から個人情報を収集したことについて通知しない理由としては、審議会の意見の種類の3番の事務の性格上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合に当てはまるので、省略して良いのではないかということです。

A 委員 緊急経済対策で実施するということですが、今年限りの事業ですか。

健康づくり課 現段階では、単年度事業ということになっております。

B 委員 対象者の年代別の受診率は分かりますか。

健康づくり課 全体の受診率は、15%前後です。特に、この事業の対象者となる年齢層であると、もっと低い数字になります。

C 委員 対象者は、何人くらいいるのですか。

健康づくり課 両方で6,000人程度になります。

C 委員 クーポン券を送っても受診しない人がいると思いますが、受診しない人には対策を行わないのですか。

健康づくり課 クーポン券の他に、女性の検診手帳を送付するなどして、検診の啓発に努めようと考えています。

C 委員 対象の年齢から外れる人が大勢いますが、その人達に補助はないのですか。

健康づくり課 市の検診であると受診費用の7割を市が負担しますので、補助が全く無いというわけではありません。

A 委員 個人情報のうち取引状況はどの時点で収集するのですか。

健康づくり課 この事業について、国会で可決されたのが5月29日で開始が6月1日でした。実際にクーポン券を郵送するのが8月中旬になりますので、クーポン券が届く前に検診を受ける人がいま

す。その場合、振込先の口座を指定していただき、費用を払い戻します。

A 委 員 検診結果は、病院から収集するのですか。

健康づくり課 検診結果を病院から収集し、厚生労働省に統計データを提出します。

A 委 員 検診結果の収集について、どのように同意を得るのか気になります。「あなたの検診結果の情報を収集し、統計データとして利用します。」と記載するのならいいですが。その様な記載をするのですか。

会 長 どこまでの情報を収集するかということですよ。収集するデータが、受診者数だけというのであれば問題はないと思いますが。

健康づくり課 検診結果については、病院から提供していただきますが、厚生労働省には、受診者及び癌が発見された人の人数だけを提供します。

会 長 厚生労働省に提供するデータが、個人を識別することができないものであれば問題はないですよ。個人を識別することはできないが、「あなたの検診結果を統計データとして利用させていただきます。」と表示した方が丁寧ですね。

事 務 局 補足説明させていただきますが、検診結果の収集については今回の無料検診クーポンの対象者かどうかに関わりなく、健康づくり課ですでに実施している事務として収集しますので、今回の事業として検診結果を収集することはありません。子宮頸がん検診事務及び乳がん検診事務において検診結果を収集することについては、すでに届出されています。

会 長 例えば島田市に住民票がある学生などが他県で受診する場合にも、受診した医療機関から島田市に受診者の情報が来るのですか。

健康づくり課 市が契約した医療機関でないとクーポン券を使うことができませんので、県外等の医療機関における受診者については把握しません。

| | | |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 | 長 | それでは、本人の同意を得ずに本人以外から収集することについて、審議会の意見の類型9ということでお認めします。それから、本人への通知の省略についても審議会の意見の類型3ということでお認めします。 |
| 事 | 務 | 局 課 (島田市衛星ブロードバンド用機器設置補助事業について説明) |
| 総 | 務 | |
| A | 委 | 員 この補助は、地区限定なのですか。 |
| 総 | 務 | 課 対象となる地区は、ISDNの64kbpsという非常に遅いインターネットしか利用することができないのですが、このスピードだと現在のWebの閲覧には全く適していないものになりますので、補助をするものです。 |
| C | 委 | 員 地区内の事業所も補助の対象になるということですが、該当する事業所の数は、どれくらいですか。 |
| 総 | 務 | 課 対象地区に民間の保育園や茶工場がありますが、現在、補助を希望している事業所が4事業所ほどあります。 |
| 会 | 長 | 予算を計上し、単年ではなく継続して実施するのですか。 |
| 総 | 務 | 課 緊急経済対策の一環として実施しますので、単年度の事業です。 |
| 会 | 長 | 30万円というのは、貸付ですか。給付ですか。 |
| 総 | 務 | 課 給付です。 |
| 事 | 務 | 局 会長にお聞きしたいのですが、アンケートを町内会長に提出し、各地区で取りまとめの上、市に提出するとなっていますが、このように第三者を介して提出する場合は、本人からの収集になるのか本人同意の上で本人以外からの収集になるのか、どのように判断すべきでしょうか。 |
| 会 | 長 | このように地区で取りまとめの上で収集するケースというのは、これまでもなかったですか。 |

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | アンケートは、直接回収する場合はほとんどですので、第三者が取りまとめて回収するという方法は、行っていないと思います。 |
| 会長 | <p>本人が知られたくない情報が、第三者に知られてしまうというおそれがあるわけですね。</p> <p>アンケート用紙を封筒に入れて回収するということはしないのですね。すでに事務を開始しているということですが、今後の問題として、封筒に入れて回収するということを検討してください。</p> <p>それでは、この事務は報告案件ですので報告を承りました。</p> |
| 事務局 | (定額給付金給付事業について説明) |
| 福祉委員 | 未申請者は、何人くらいいるのですか。 |
| 福祉課 | 現在、未申請者が全体の4.5%います。 |
| 福祉委員 | 要援護者は何人いるのですか。 |
| 福祉課 | 2,540人います。 |
| 会長 | 民生委員に外部提供することについて、審議会の意見の類型表に該当する類型がないということですが、民生委員への情報の提供は、これまでも行っていますよね。 |
| A委員 | 要援護者台帳は、民生委員や自治会ですでに所有していますので、提供について問題がないように思えますが。 |
| 事務局 | <p>今回の届出簿の事務において外部提供する情報は、要援護者の申請の有無の情報になります。</p> <p>要援護者台帳については、民生委員や自治会に提供することについて、すでに届出簿が提出され、審議会の意見を伺っておりますので、問題ありません。</p> |
| 会長 | 民生委員というのは、どのような立場になるのですか。 |
| 事務局 | 民生委員法上は、県の職員ということになります。 |

会 長 | そうですか。それならば、外部提供に該当しますね。
民生委員には、当然、守秘義務が課されていると思いますが該当する類型がないということであれば、該当する類型を作った方がいいですね。
それでは、本人の同意を得ずに本人以外から収集することについて、審議会の意見の類型 9 ということでお認めします。それから、本人への通知の省略についても審議会の意見の類型 3 ということでお認めします。
また、本人の同意を得ずに民生委員に外部提供する事について該当する類型がないという説明でしたが、これもお認めします。それから、本人への通知の省略についても審議会の意見の類型 3 ということでお認めします。
民生委員への外部提供に関する類型については、次回の会議で検討するようにしますか。

事務局 | はい、次回の会議までに案を作成するようにします。

○まとめ

新規審議案件 1 件及び変更案件 1 件（審議案件）について審議し、審議会として承認する。

新規報告案件 1 件について報告を受けた。

(3) 平成 21 年度第 1 回個人情報保護審議会の議事要録について

会 長 | 平成21年度第 1 回個人情報保護審議会の議事要録（案）について指摘がありましたらお願いします。なお、前委員の大畑委員、鈴木委員、永井委員については、すでに承認を得たと事務局から伺っております。

委員各位 | ⇒特になし。

○まとめ

平成 21 年度第 1 回個人情報保護審議会の議事要録（案）について承認する。

(4) その他

次回の会議は、10 月 14 日に開催する予定です。